

# ○奈良県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

(昭和52年 1 月12日本部訓令第 1 号)

[沿革] 昭和52年11月本部訓令第13号、平成元年 5 月第 4 号、2 年 1 月第 1 号、4 年 5 月第15号、7 月第23号、7 年12月第32号、9 年 5 月第10号、11年 9 月第18号、16年 3 月第 5 号、20年 1 月第 2 号、30年 3 月第 3 号、31年 3 月第10号、令和 5 年 4 月第12号改正

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、奈良県警察組織規則（昭和43年 6 月奈良県公安委員会規則第10号。以下「組織規則」という。）第51条の規定に基づき、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第 2 条 高速隊の運営については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(任務)

第 3 条 高速隊は、組織規則第31条に定める分掌事務を処理する。

(隊長の責務)

第 4 条 高速隊の長（以下「隊長」という。）は、前条の任務を円滑に遂行するため、関係所属長と緊密な連携を保ち、高速隊の効率的な運営を図らなければならない。

2 隊長は、組織規則第31条に定める道路（以下「高速自動車国道等」という。）における交通警察活動の適正を期すため、高速道路管理官（警察法施行規則（昭和29年総理府令第44号）第131条に規定する高速道路管理官をいう。以下同じ。）、関係府県警察、道路管理者その他関係機関と常に緊密な連絡を保たなければならない。

(編成)

第 5 条 高速隊の編成基準は、別表のとおりとする。

(勤務制)

第 6 条 高速隊に勤務する職員（以下「隊員」という。）の勤務は、奈良県警察職員の勤務に関する訓令（平成 4 年 7 月奈良県警察本部訓令第23号）に定めるところによる。

(勤務時間の割振り)

第 7 条 隊員の勤務時間の割振りは、隊長が決める。

(勤務パターン)

第 8 条 交替制勤務員の勤務パターンは別に定める。

(勤務計画)

第 9 条 隊長は、交通事故の発生状況及び交通情勢等を勘案し、毎月25日までに翌月の

勤務計画及び取締計画を定め、交通部長に報告しなければならない。

（応援要請）

第10条 隊長は、高速自動車国道等において、重大交通事故等が発生した場合、主管課長を経て本部長に応援の要請をすることができる。ただし、事態が急迫してそのいとまのないときは、機動隊長若しくは交通機動隊長又は警察署長（以下「署長等」という。）に直接応援を求めることができる。この場合において、隊長は、事後速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 前項の規定による要請を受けた署長等は、直ちに人員、資器材等の差出し、関係機関への連絡その他必要な応援をしなければならない。

（通報）

第11条 隊長は、高速自動車国道等において、気象状況若しくは道路状況により交通の障害が発生し、又は発生するおそれが生じたとき並びに交通規制を実施し、又は実施する必要が生じたときは、高速道路管理官、本部主管課長、関係警察署長及び道路管理者に必要事項を通報しなければならない。

（送致（付））

第12条 隊長は、次の各号に掲げる事件については、遅滞なく送致（付）しなければならない。

- (1) 高速自動車国道等において発生した交通事故事件
- (2) 隊員が取扱った交通関係法令違反事件

（事件等の措置）

第13条 隊員は、犯罪（前条に定める交通事故に起因する業務上過失致死傷罪及び道路交通関係法令違反を除く。）を認知したときは、被疑者の逮捕、参考人の確保、現場保存その他必要な初動活動を行った後速やかに隊長に報告しなければならない。

2 隊員は、願出等を受理したときは、必要な措置を講じ、速やかに隊長に報告しなければならない。

3 隊長は、前2項に規定する報告を受けたときは、所定の手続により管轄警察署長に引き継ぐものとする。

4 高速隊に勤務する者は、高速隊本隊、高速隊小瀬分駐隊及び高速隊針分駐所において勤務する場合、奈良県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年12月奈良県警察本部訓令第26号）に基づき、当該施設の所在地を管轄する警察署長の指揮監督を受け、遺失物等の取扱いを行うものとする。

（教養訓練）

第14条 隊長は、毎月1回以上隊員を招集して教養訓練を実施しなければならない。

(点検指示)

第15条 隊長は、交替制勤務員の就勤にあたって点検及び必要な指示等を行わなければならない。

(勤務日誌)

第16条 交替制勤務員は、勤務の状況及び勤務中に取扱った事項を勤務日誌（別記様式）に記載し、勤務終了後隊長に提出しなければならない。

(勤務上の留意事項)

第17条 隊員は、勤務にあたっては、職務の特殊性にかんがみ、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 車両の運転にあたっては、特権意識を排除し、交通関係法令等を遵守するのはもちろん、自己の運転技術を過信することなく、天候、道路状況及び交通の状態に応じ、確実なハンドル操作を行う等安全運転を励行し、事故の防止に努めること。
- (2) 検問、交通違反取締り及び交通事故事件の現場処理にあたっては、確実に現場監視員を配置し、定められた基準に従って各種装備資器材を有効、適切に配置する等受傷事故防止に万全を期すること。
- (3) 車両及び資器材は、常に点検整備し、迅速的確な出動体制を保持しておくこと。

(当直勤務)

第18条 当直勤務は、隊長が命ずる。

(報告)

第19条 隊長は、高速隊の活動状況を毎月10日までに交通部長に報告しなければならない。

(服所要領)

第20条 この訓令に定めるもののほか、服務について必要な事項は隊長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和52年1月12日から施行する。

(奈良県警察交通機動隊の運営に関する訓令の一部改正)

- 2 奈良県警察交通機動隊の運営に関する訓令（昭和44年3月奈良県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 （昭和52年11月1日本部訓令第13号）

この訓令は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則 （平成元年5月9日本部訓令第4号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成元年 5 月 13 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 1 月 11 日本部訓令第 1 号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 5 月 18 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 4 年 5 月 18 日から施行し、平成 4 年 3 月 13 日から適用する。

附 則 (平成 4 年 7 月 31 日本部訓令第 23 号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 12 月 7 日本部訓令第 32 号)

この訓令は、平成 7 年 12 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 5 月 19 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 9 年 5 月 19 日から施行し、平成 9 年 4 月 23 日から適用する。

附 則 (平成 11 年 9 月 22 日本部訓令第 18 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 23 日本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 16 年 3 月 25 日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成 20 年 1 月 18 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 20 年 1 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 14 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 4 月 19 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 19 日から施行する。

(別表及び別記様式省略)